

# 東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第35号

## 【編集・発行】

東京都公文書館  
〒158-0094  
東京都世田谷区玉川1-20-1

【TEL】03-3707-2603

【FAX】03-3707-2500

【ホームページ】

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/>

令和元年度登録第2号

令和元年9月発行

【印刷】(株)まこと印刷

## 《目次》

企画展「資料が語る世田谷 ～名所・旧跡から東京オリンピック 1964 まで」	1
新規公開公文書のご紹介（平成 31 年度公開）	5
新刊紹介『東京市史稿 産業篇第六十』	6
新公文書館建設工事のあゆみ その2	7
利用案内	8

## 企画展「資料が語る世田谷 ～名所・旧跡から東京オリンピック 1964 まで」

### ■はじめに

東京都公文書館は、平成 24 年（2012）世田谷区玉川に仮移転し、東京都の歴史的公文書等の保存・公開を行ってきました。その間、国分寺市において新館建設を進め、来春に開館を予定しています。

世田谷区玉川で当館をご利用いただく機会も1年を切ることから、世田谷の歴史と文化に焦点を当てた企画展「資料が語る世田谷～名所・旧跡から東京オリンピック 1964 まで」を開催し、当館所蔵の世田谷区域関係資料を紹介しました。

この企画展では、江戸時代から名所・旧跡として知られている場所、明治維新後近代化していく様子、区域の形成、昭和 39 年（1964）の東京オリンピックとの関わりを紹介しながら、歴史の中の世田谷区域に光を当てています。

### 【開催期間】

令和元年（2019）7月18日（木）  
～9月17日（火）

### 【展示構成】

- I 書物に描かれた世田谷
- II 近代化する世田谷
- III オリンピックと駒沢



ポスター

## I 書物に描かれた世田谷

江戸時代、大都市江戸の近郊に位置した世田谷区域は、荏原郡・多摩郡にまたがる42か村からなる広大な農村地域でした。現在でも、大小の河川・用水、段丘や谷間など土地の起伏、森林や川沿いの湿地など、豊かな地理的環境を目にすることができます。

そのような環境を背景に、この世田谷区域は地域住民が暮らす日常生活の場であるだけでなく、江戸への消費物資の供給地、甲州道中・大山道や多摩川など交通・流通網の中継地、古代から続く旧跡や神社仏閣の名所、豊かな自然景観溢れる行楽地など、さまざまな顔を持っていました。

このコーナーでは、当館所蔵の書物（版本、写本）を中心に、世田谷区域の村々の概観と、案内記や地誌で描かれた著名な名所・旧跡、怪しい伝説、文人墨客の紀行文に記された知る人ぞ知る穴場まで、世田谷区域の魅力の一端をご紹介します。

### ◇上北沢村の牡丹

二代目歌川広重こと喜斎立祥「三十六花撰 東京北沢牡丹」として描かれたのをはじめ、多くの名所案内記で紹介されるほど、世田谷区域を代表する名所でした。これは鈴木左内という人物の屋敷で、300を超える牡丹を栽培しており、花の見頃には江戸より貴賤を問わず老若男女が群集したとのこと。他にも、奥沢村の九品仏の卯の花も有名でした。

### ◇喜多見村の蛇除守

伊右衛門の家では、昔より家伝秘法の蛇除守を出していたそうです。それも、毎年4月8日限定のため、蛇除守を求めて早朝から多くの人々が群集

をなしていました。また、蝮に噛まれても、傷口をおさえて伊右衛門の家へ来るだけで痛みはやわらぎ、伊右衛門の呪文で即座に治ってしまったそうです。蝮の多そうな雑木林に

入る場合も、「伊右衛門、伊右衛門」と唱えながら入れば絶対に噛まれないとも。現在は、「喜多見のまむしよけ」として、世田谷区指定無形民俗文化財（風俗慣習）に指定されています。

### ◇大蔵村の石井邸

世田谷区域には、大田南畝や成島司直など文人としても活躍する人びとが来訪しています。特に、のちの12代将軍徳川家慶による多摩川遊獵にお供した者たちが、現地の人びとと交流した際の記録が多く残されています。案内記では紹介されない名主らの趣向を凝らした邸宅やそこからの景観、地域特有の産業や文化とのふれあいは、文人ならではの交流と観察眼ともいえます。大蔵村名主の石井盛時邸には別荘・垂穂舎があり、多くの文人が来訪しています。



喜斎立祥「三十六花撰 東京北沢牡丹」  
国立国会図書館所蔵



垂穂舎を中心に大蔵村周辺と遠くの富士山や箱根・秩父の鳥瞰図（石井盛時撰「玉川紀行」国立国会図書館所蔵）

## II 近代化する世田谷

このコーナーでは、3つのテーマ「明治期世田谷の諸相」「ムラからマチへ」「市域拡大と世田谷区の誕生そして戦後へ」にわけて、明治から大正、昭和へと移り行く時代を、世田谷がどのように駆け抜けていったのか、当館所蔵資料から追っていきます。

### ◇明治初期の世田谷の諸相

明治18年(1885)、東京府知事渡辺洪基が府下六郡を巡察します。そのときの記録が「渡辺府知事管内巡回記」です。渡辺府知事は、11月5日と6日に荏原郡下を巡り、5日の午後1時頃から下馬引沢村・上馬引沢村・若林村を通して世田谷・経堂在家連合村戸長役場、用賀村京西学校、用賀・瀬田連合村戸長役場を訪問。瀬田村戸長の長崎長十郎方に宿泊して、早朝から瀬田村や下野毛村の飛地、等々力村、野良田・上野毛・下野毛・等々力連合村、奥沢・尾山連合村などを訪れています。



渡辺府知事管内巡回地図 (明治18年)  
(東京府文書 614. B2. 10)

### ◇ムラからマチへ

東京近郊農村だった世田谷区域は東京の人口拡大とともにムラからマチへと変化していきます。

その要因の一つに、田園都市株式会社による住宅開発があります。同社が発行したパンフレット『理想的住宅地案内』をみると、裏面に整地中の風景「田園都市全図」が描かれ、東京市の人口過密状態による弊害を避けるために「理想郷」を建設すると記されています。同社は「荏原郡洗足池付近」、「同郡碑倉村大岡山一帯および同郡調布村」、「玉川村」に亘る多摩川沿い一帯の地を想定して

おり、私設鉄道(後の東急東横線)開設にも言及しています。



田園都市全図 (『理想的住宅地案内』)  
(内田文庫 U519. 8-か-4198)

### ◇市域拡大と世田谷区の誕生そして戦後へ

昭和7年(1932)10月1日に世田谷区が誕生します。区域編成をめぐって玉川村の有志は、5月14日に東京府知事宛てに「新東京市ニ対スル独立区設置請願」を提出します。玉川村は田園都市構想によって衛星都市化を目指していたため、東京市に編入されることを想定していませんでしたが、東京市への編入に伴い、単独区を目指しました。

昭和11年(1936)10月1日、北多摩郡千歳村・砧村が世田谷区に編入されます。『東京府北多摩郡千歳村砧村本市編入世田谷区所属ニ対スル関係市区町村意見類集録』(昭和11年1月)をみると、千歳村・砧村は、昭和7年の市域拡大に三多摩(北・西・南多摩郡)が除外されてしまったことを非として、東京市編入を主張したことがわかります。



砧千歳両村東京市編入祝賀会 (昭和11年)  
(東京府文書 614. B2. 10)

### Ⅲ オリンピックと駒沢

このコーナーでは、東京オリンピックと世田谷区の関わりを取り上げました。

昭和39年(1964)、東京で第18回オリンピック競技大会が開催されました。世田谷区内には、馬術が行なわれた馬事公苑や、マラソンコースとされた甲州街道など、競技の舞台となった地が数多くあります。そのなかでも区内最大規模の会場といえるのが、バレーボールやレスリングなどが行なわれた駒沢オリンピック公園総合運動場です。

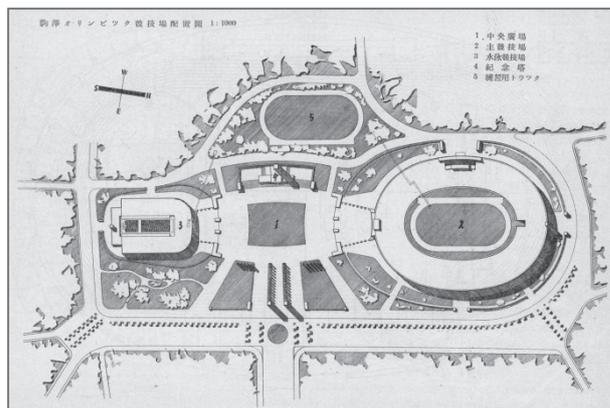
駒沢オリンピック公園総合運動場は、大会の開催に合わせ東京都が整備しました。現存する施設の大半はこのとき建設されたものですが、同地とスポーツのつながりは古く、大正期にゴルフ場が開設されたところまでさかのぼります。戦後、東京都は当地に運動施設を建設し、一時期はプロ野球の試合が行なわれた球場も存在しました。

また、駒沢は昭和15年(1940)に予定されていた「幻のオリンピック」とも関わりがあります。このとき計画されたメインスタジアムは、現在の駒沢オリンピック公園総合運動場にあたるエリアが建設予定地とされていました。

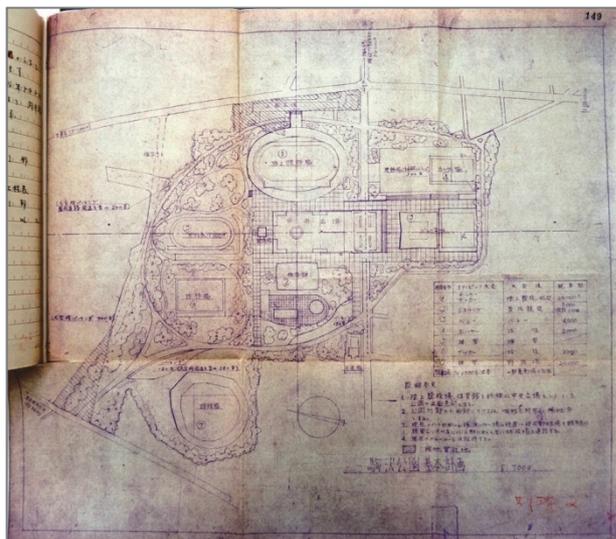
駒沢オリンピック公園総合運動場の完成は、大会開催を目前に控えた昭和39年夏のことでした。敷地内には、世田谷区民や区役所で構成する「オリンピック東京大会世田谷区協力会」が寄贈した花時計も設けられ、長らく会場に彩りを添えました。残念ながらこの花時計は現存していませんが、当館で所蔵している設計図をみると、時計の長針に世田谷区の紋章、短針には東京都紋章をそれぞれあしらったものであったことが確認できます。



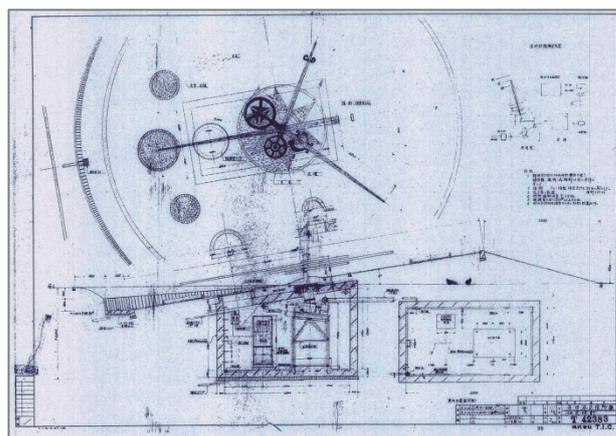
「Ⅲオリンピックと駒沢」展示風景



「駒沢オリンピック競技場配置図」  
(1940年大会メインスタジアム施設配置図)



「駒沢公園基本計画」  
(駒沢オリンピック公園総合運動場の整備にあたり作成した計画図)



駒沢オリンピック公園総合運動場に設置された「オリンピック東京大会世田谷区協力会」寄贈の花時計設計図  
(※掲載画像は一部加工をしています)

#### ■おわりに

これまで世田谷区玉川にて開催した企画展でいただいたアンケートには、「世田谷の特集」という意見が多くありました。その声に応える展示が開催できたのは、当館にとっても糧となりました。

## 新規公開公文書のご紹介（平成 31 年度公開）

### ■はじめに

当館では作成後 30 年を経過した都文書について作成局との協議を経て、毎年 4 月に公開する「30 年公開」事業を行っています。今回は、今年新たに公開した昭和 63 年度作成文書の中から総務局の文書「改元に伴う文書事務の取扱いについて」（請求番号：ク 4 1 2 . 4 8 . 0 7）をご紹介します。

### ■新規公開公文書の概要

昭和 64 年（1989）1 月 7 日、昭和天皇が崩御されたことに伴い、内閣は、元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づき、「元号を改める政令」（昭和六十四年政令第一号）を制定し、元号を「平成」に改めました。

こうした背景から、総務局では新元号に対応するべく、本公開文書「改元に伴う文書事務の取扱いについて」を作成し、文書事務に係る旧元号の訂正や表示・表記の仕方などについての対応策を示し、庁内各局等へ通知を行いました。

### ■新規公開公文書の紹介

本公開文書で示されている内容には、1「旧元号の訂正」、2「旧元号や新元号の表示について」、3「文書記号の会計年度の表記の仕方」、4「收受印等の改製について」、5「都民から受理する文書で旧元号を表示しているものの対応」、そして 6

「国から元号の扱いについて別段の指示があった場合は、指示に従うものとする」ということが記されています。

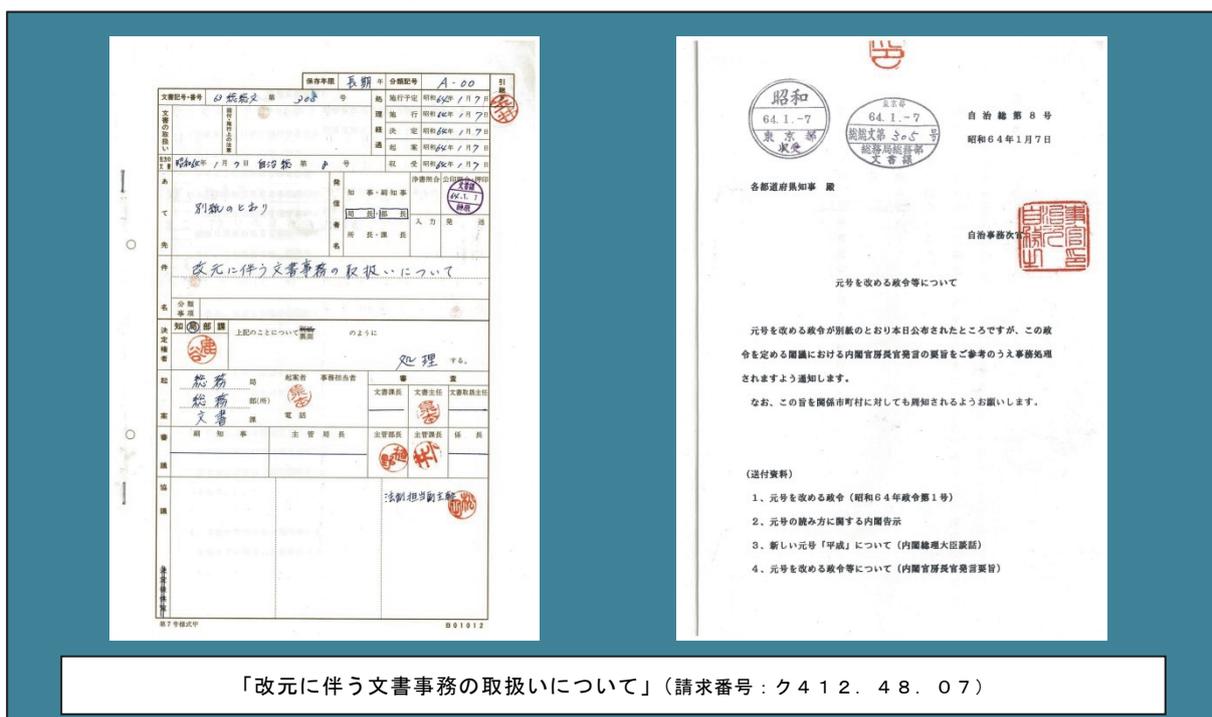
起案文書をめくると、改元に関する資料として、昭和 64 年 1 月 7 日付で自治事務次官から各都道府県知事に宛てられた文書、「元号を改める政令等について」が添付資料とともに綴られています。

「元号を改める政令等について」においては、閣議における内閣官房長官発言の要旨を参考のうえ、事務処理するよう各都道府県宛てに通知され、併せて関係市町村に対しても周知するよう記されています。

添付資料には 1「元号を改める政令（昭和 64 年政令第 1 号）」、2「元号の読み方に関する内閣告示」、3「新しい元号「平成」について（内閣総理大臣談話）」、4「元号を改める政令等について（内閣官房長官発言要旨）」があり、当時行われた「昭和」から「平成」への改元の流れを辿ることができます。

### ■おわりに

「令和」という新たな元号が誕生した今年ですが、この機会に皆様の「平成」の思い出と共に、新時代を迎えた当時の様子に触れてみてはいかがでしょうか。



「改元に伴う文書事務の取扱いについて」（請求番号：ク 4 1 2 . 4 8 . 0 7）

## 新刊紹介『東京市史稿 産業篇第六十』

『東京市史稿 産業篇第六十』が刊行されました。本書には、安政6年(1859)7月から文久3年(1863)4月に至る、江戸の産業・経済・流通に関する記事213タイトルを収録しています。

### ■『東京市史稿』のあゆみ

今回は第60巻という節目を記念して、『東京市史稿』、その原点を少し振り返ってみましょう。

当初、『東京市史稿』の編纂目的は、明治34年(1901)、東京市参事会員・中鉢美明が提出した「東京市政ニ関スル沿革ヲ調査編纂スルノ議」という建議案によると、明治元年から34年度までの東京「市」の通史を編纂することでした。

しかし明治35年(1902)、国民新聞記者であった塚越芳太郎が市史編纂に加わったことにより、編纂方針を変更し、いくつかの篇に分けて収録期間を限らず編纂することになりました。

最初に刊行されたのは『皇城篇』で、太田道灌入城時の江戸城から明治天皇行幸後の皇居までの歴史をまとめた全五巻からなります。第一巻は、明治44年(1911)に刊行されました。

『東京市史稿』の編纂事業は、いくつかの困難な時期もありましたが、昭和18年(1943)の東京都誕生以降も「都政史料館」「東京都公文書館」へと引き継がれ、今日に至ります。

すでに刊行されている『東京市史稿』の篇名は次の通りです。

皇城篇、御墓地篇、変災篇、上水篇、救済篇、  
港湾篇、遊園篇、宗教篇、橋梁篇、市街篇、  
産業篇

また、平成8年(1996)には『篇別目次総覧』、翌年には『事項別目次索引』を刊行しました。

### ■『東京市史稿 産業篇第六十』

今回刊行された『東京市史稿 産業篇第六十』には、幕末の激動期における、巨大都市江戸の動向がつぶさに描き出されています。その内容は、日本史の教科書にも載っている大事件から、江戸市中で起きた日常的な事柄まで多岐にわたります。

前巻に引き続き、安政5年(1858)、幕府が米・蘭・露・英・仏の5カ国と結んだ修好通商条約(安政五カ国条約)以降、横浜をはじめとする居留地に移り住んだ外国人により、幕府の貨幣政策は大

きな影響を受けました。幕府は日本の貨幣を海外へ持ち出すことを禁じたり、外国貨幣トラレル(ドル)と日本貨幣が不正に引き替えられないよう取り締まっていきます。

さらに、外国との貿易により、国内では様々な問題が生まれ、貿易ルールが徐々に整備されてきました。その一つとして「五品廻送令」が出されます。これは、江戸の間屋を保護する目的で作られたもので、生糸・呉服・雑穀・水油・蠟の五品については、地方商人らが貿易市場のある横浜(神奈川)に直接送るのではなく、必ず江戸の間屋を通すようにというものでした。

一方で、江戸城本丸御殿焼失、和宮降嫁、将軍上洛など、幕府の根幹に関わる出来事が次々に起こります。これに伴い、江戸市中の産業は、大工・職人の動員、婚礼に伴う物価の高騰抑制、将軍上洛中の興行許可など、様々な対応に追われました。

こうした中、猛獣の見世物興行を巡って、一悶着起きます。文久元年(1861)、町奉行所は江戸市中における猛獣の見世物興行を禁じました。しかし、その前年、浅草寺境内と両国とで将軍が上覧になった豹の興行が好評になったことを知った牛込肴町家主清助が、自分も四谷福寿院境内で虎の見世物興行をしたいと願ひ出ます。さて、その結末はいかに。

本書付録の「解説の手引き」も併せて御味読いただければ幸いです。

なお、『東京市史稿』は次巻(産業篇第六十一)で慶応3年(1867)12月までの記事を収録して、1世紀以上にわたる編纂事業に終止符を打ちます。

東京市史稿産業篇第六十 本体 2,963 円+税

なお、当館では販売していません。下記問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

東京都庁第一本庁舎3階北側 都民情報ルーム  
TEL : 03-5388-2276

※当館 HP に『東京市史稿』各巻の内容目次と出典情報の一覧を掲載しています。

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/0601sisiko.htm>

※『篇別目次総覧』・『事項別目次索引』刊行後に編纂された巻についても掲載しておりますので、是非、ご活用ください。

## 新公文書館建設工事のあゆみ その2

新公文書館の建設工事が始まってから約1年半が経過しました。前号では躯体工事までをお知らせしましたが、その後の進捗状況を定点写真で振り返ってみました。

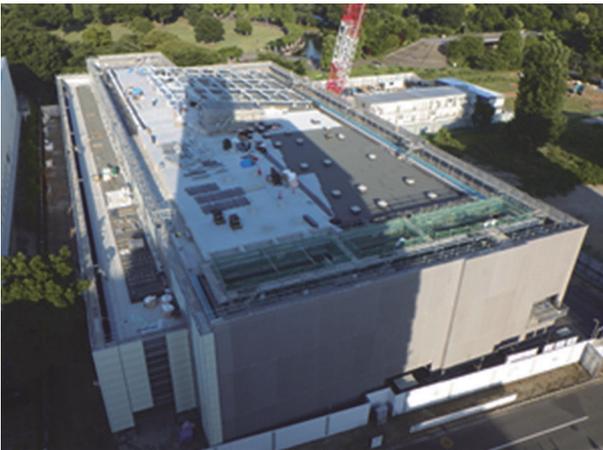
**1 最上階躯体工事 (2019年 2月)**



**2 屋上階アスファルト防水工事等 (2019年 3月)**



**3 太陽光パネル下地鉄骨工事等 (2019年 5月)**



**4 外装工事及び内装工事 (2019年 6月)**



**5 外装工事及び内装工事 (外部足場解体後) (2019年 7月)**



**6 内装工事及び外構工事 (2019年 8月)**



建設工事はいよいよ仕上げの段階に入りました。次号では、内装工事から完成までをお知らせする予定です。

## 利 用 案 内

### ◇ 来館について

当館の利用には予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合（要撮影室予約）

### ◇ 利用の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませた後、上履きに履き替え、2階閲覧室へお入りください。バッグ等のお荷物は、ロッカー（無料）に入れてください。

※鍵の紛失にご注意ください。

※エレベータはありません。

### ◇ 閲覧方法

当館の資料は、全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「閲覧票」に記入し、ご提出ください。

資料によっては原本保護のため、マイクロフィルム又は電子媒体での閲覧をお願いしています。

### ◇ 複写について

複写を希望される方は「複写申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、一人（1団体）1日20枚までです。ただし、マイクロフィルム及び電子媒体からの複写については枚数制限がありません。複写料金は、いずれも1枚10円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

### ◇ 利用制限のある資料

以下の資料については利用が制限されます。

- ①作成又は取得後30年を経過していない公文書
- ②「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等
  - ・個人情報等が記録されているもの
  - ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
  - ・現在、館において使用しているもの（目録作成など、保存及び利用の開始のため使用しているものを含む。）
  - ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

## 利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

### 【利用案内】

#### ①利用時間

月曜日～金曜日 9時～17時

#### ②各種申請票及び精算の受付時間

9時～12時、13時～16時30分

#### ③休館日等

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）及び年度末最終の平日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・臨時的休館日として公示した日

※臨時に閲覧を停止する日もありますので、事前に当館HPにてご確認ください。

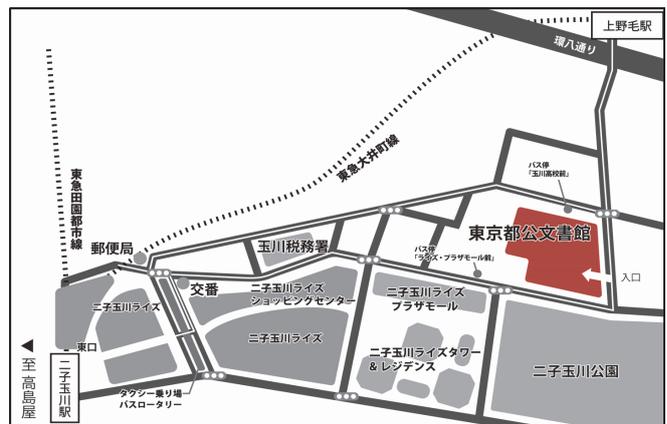
#### ④来館についてのお願

ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。

なお、身体障害者用の駐車スペースをご用意しています。

バイク・自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

### 【案内図・交通機関】



①東急田園都市線・東急大井町線「二子玉川」駅東口下車 徒歩約15分

②東急大井町線「上野毛」駅下車 徒歩約10分

③二子玉川駅・上野毛駅 東急バス「玉川高校前」下車（黒02系統）

④二子玉川駅 東急バス「ライズ・プラザモール前」下車（玉11系統）

### 東京都公文書館の移転に伴う閲覧室の利用休止について

東京都公文書館（世田谷区玉川一丁目20番1号）は、平成24年度から仮移転しておりましたが、本移転の準備作業により、閲覧室の利用を休止いたしますので下記のとおりお知らせします。

皆様には、大変御迷惑をおかけいたしますが、何卒御理解、御了承いただきますようお願い申し上げます。

**1 閲覧室の利用を休止する期間** 令和元年11月1日から令和2年3月31日まで（予定）

※東京都公文書館情報検索システムは、12月末まで引き続きご利用になれます。

※電話によるお問合せには、通常どおり対応しております。

**2 新公文書館の開館時期** 令和2年4月1日（予定）

**3 移転場所** 〒185-0024 国分寺市泉町二丁目2番21号

※最寄り駅 JR中央線・武蔵野線「西国分寺」駅徒歩約8分